

令和9年4月1日より義務化となるもの（居宅療養管理指導）

1 運営規程に虐待防止に係る措置に関する事項を定めること

◇令和9年3月31日までに変更届（運営規程）の提出をお願いします。

<留意点>

○虐待防止に係る措置には次の項目を入れてください。

- 一 虐待のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知
- 二 虐待の防止のための指針を整備
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

○変更届は電子申請届出システムでの提出をお願いします。

電子申請届出システムについては詳しくはこちらのURLをご参照ください。システムの利用にはデジタル庁のGビズのID取得が必要です

<https://www.pref.tottori.lg.jp/321149.htm>

2 虐待の防止措置を実施すること（令和9年3月31日まで努力義務）

<留意点>

○虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果について従業者への周知が必要です。

○虐待防止のための指針を作成してください。

○年1回以上の従業者に対する研修を実施してください。

○虐待防止のための担当者を設置してください。

3 業務継続計画の策定等すること（令和9年3月31日まで努力義務）

<留意点>

- 業務継続計画は「感染症に係るもの」「災害に係るもの」の2種類が必要です。
- 策定だけでなく、着実な実施及び従業者への周知も必要です。
- 従業者に対して年1回以上の研修・訓練を実施してください。
- 年1回以上計画を見直してください。
- 令和9年度に確実に実施できるよう、令和8年度中の計画策定をお願いします。

4 その他義務化

○感染症予防及びまん延防止のための措置（令和6年4月1日より義務化）

- 一感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底
- 二感染症予防及びまん延防止のための指針を整備
- 三感染症予防及びまん延のための研修・訓練の年1回以上の開催

○Webサイトへの掲示（令和7年4月1日より義務化）

- 一重要事項は原則としてWebサイトに掲載してください
- 二苦情を処理するために講ずる措置についてもWebサイトに掲載してください